

旅館業承継承認申請手続きの流れ

0 現在の営業者が、無届の変更をしていないか確認

現状の図面を管轄保健所にメール・郵送・持参等で提供し、届出漏れがないかご確認ください。
※万が一、届出漏れがあった場合、新規許可申請が必要となる可能性があります。
※ A 棟、B 棟の 2 棟で一つの営業許可を持っている事業者が B 棟のみ譲渡するといった、旅館業の一部譲渡はできません。

1 承継承認申請書を提出（手数料7,400円）

※県の承認が行われる前に、営業の譲渡が行われた場合は、事業を承継することはできず、新たな営業者の方が新規許可手続き（手数料 22,000円）を行わなければなりません。

	提出物	備考
1	譲渡に係る旅館業営業承継承認申請書	裏面参照
2	事業譲渡を証する書類	裏面参照（事業譲渡契約書や覚書等）
3	譲受人の定款または寄付行為の写し	譲受人が法人の場合
4	譲受人の役員一覧表	譲受人が法人の場合
5	譲受人の法人の登記事項証明書	譲受人が法人の場合
6	譲受人の運転免許証等本人確認ができるもの	譲受人が個人の場合
7	手数料7,400円	

2 保健所職員による立入検査

3 保健所から旅館業営業承継承認書を受け取る

※承継承認申請書の提出から、承認まで2～3週間程度かかることが想定されます

スケジュールの一例

契 約 締 結 日 : 令和 6 年 5 月 1 日
保 健 所 提 出 推 奨 期 間 : 5 月 1 日 ~ 5 月 1 0 日
立 入 検 査 日 : 5 月 1 6 日
承 継 承 認 書 発 行 : 5 月 3 0 日
譲 渡 日 : 6 月 1 日

5月

日	月	火	水	木	金	土
4/28	4/29	4/30	1 契約 締結日	2	3	4
5	6	7	8 保健所提出推奨期間 (契約締結日～譲渡日の間でできるだけ早く)	9	10	11
12	13	14	15	16 保健所 立入検査	17	18
19	20	保健所審査期間 (通常2～3週間)		23	24	25
26	27	28	29	30 承継承認書 発行	31	6/1 譲渡日

譲渡に係る旅館業営業承認申請書 書類注意点等

1 譲渡に係る旅館業営業承認申請書について

- ・大分県ホームページに掲載した様式（右QRコード）を参考に、「元々の営業者（譲渡人）」と「次の新たな営業者（譲受人）」の連名で作成してください。

（参考）大分県ホームページ 旅館業の手続きについて
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13900/ryokan-hotel.html>



2 旅館業の譲渡を証する書類について

○具体的には…事業譲渡契約書や覚書等

○当該書類に記載が必要な事項

・譲渡人氏名、住所

（法人の場合は、名称、代表者名、主たる事務所の所在地（登記事項証明書の本店住所））

・譲受人氏名、住所

（法人の場合は、名称、代表者名、主たる事務所の所在地（登記事項証明書の本店住所））

・営業施設の名称、所在地

・旅館業営業許可に係る事業を譲渡する旨

・譲渡の効力発生日

事業譲渡契約書（例）

（略）

→ 甲は令和6年6月1日（以下「譲渡日」という。）をもって、〇〇旅館（所在地：〇〇市〇〇〇〇）における甲の旅館業に関する事業（以下「本件事業」という。）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

ただし、譲渡日については、必要があると認める場合、甲乙協議の上、変更することができる。

（略）

令和6年5月1日

甲 住所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇

乙 所在地 □□県□□市□□□□
名 称 株式会社□□□□
代表者 代表取締役 □□ □□

譲渡日は未来の日付としてください。
（審査期間を考慮した余裕のある日程）

3 Q & A

どのような場合が譲渡に該当するのか？

売買、法人成り、生前相続等で旅館業の譲渡の際に手続きができます

土地や建物の不動産売買と同時に行わないといけないのか？
営業開始は改装した後になるが、旅館業の譲渡はいつになるのか？

不動産売買とは別物です。不動産売買の契約書と別に旅館業の譲渡を証する書類(契約書)を作成していただいて構いません。
譲受人が改装を行う場合は、旅館業の譲渡後に行う必要があります。

許可証はどうなるのか？

前営業者のものを引き継ぎます。